

作業員名簿社会保険関係欄記入要領

1. 健康保険欄の記載について

健康保険欄への記載内容は、当該作業員が加入している保険の種類によりそれぞれ以下の通りとなります。

(1) 健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「健康保険組合」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別業とする場合)

健康保険
健康保険組合
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
健康保険組合
1234

(2) 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「協会けんぽ」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別業とする場合)

健康保険
協会けんぽ
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
協会けんぽ
1234

(3) 建設国保(国民健康保険組合※)に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「建設国保」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別業とする場合)

健康保険
建設国保
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
建設国保
1234

(4) 国民健康保険に加入している者

→健康保険欄のうち上段または左欄に「国民健康保険」と記載し、下段または右欄に健康保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載(「番号」が4桁以下の場合は当該番号を記載)。

(社会保険関係について別業とする場合)

健康保険
国民健康保険
1234

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
国民健康保険
1234

(5) 上記(1)～(4)の健康保険に加入しておらず、後期高齢者、生活保護を受けている世帯に属する者である等により、国民健康保険の適用除外である場合

→健康保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

健康保険
適用除外
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
適用除外
—

2. 年金保険欄の記載について

(1) 厚生年金に加入している者

→年金保険欄のうち上段または左欄に「厚生年金」と記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

年金保険
厚生年金
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
厚生年金
—

(2) 国民年金に加入している者

→年金保険欄のうち上段または左欄に「国民年金」と記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

年金保険
国民年金
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
国民年金
—

(3) 厚生年金または国民年金の受給者

→年金保険欄のうち上段または左欄に「受給者」と記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

年金保険
受給者
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
受給者
—

3. 雇用保険欄の記載について

(1) 雇用保険に加入している者

→雇用保険欄のうち下段または右欄に雇用保険被保険者証の「番号」の下4けたを記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

雇用保険
—
8901

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
—
8901

※「下4けた」とは、雇用保険の被保険者番号(例:1234-567890-1)の最後の4桁を指す(この例であれば「8901」と記載)。

(2) 日雇労働被保険者※である者

→雇用保険欄のうち上段または左欄に「日雇保険」と記載する。

(社会保険関係について別業とする場合)

雇用保険
日雇保険
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
日雇保険
—

※雇用保険の適用事業所により日々雇用される者または30日以内の期間を定めて雇用される者を指す(離職前の2ヶ月間の各月で18日以上同一の事業主に雇われた者は除く)。

(3) 事業主(一人親方を含む)である等により、雇用保険の適用除外である者

→雇用保険欄のうち上段または左欄に「適用除外」と記載。

(社会保険関係について別業とする場合)

雇用保険
適用除外
—

(既存の様式に社会保険関係を組み込む例)

健康保険
年金保険
雇用保険
適用除外
—

公的保険（社会保険）とは

公的保険	労働保険	雇用保険 (失業保険)	失業した時に一定期間失業手当が給付、再就職を促進するために必要な給付	加入不可	事業主(代表者・役員等)									
				強制適用	労働者									
				適用除外	・65歳に達した日以後新たに雇用される者 ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者 ・31日以上継続して雇用される見込みがない者 ・大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者等									
		日雇雇用保険	本人申請により手帳が交付される	雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう。ただし、連続する前2暦月の各月において18日以上同一事業主の適用事業に雇用された者を除く。										
		労災保険	労働者の業務上又は通勤による負傷・病気に給付	元請一括加入(建設業)	強制適用	労働者								
			特別加入	任意適用	法人の役員等、個人事業主(事業主、一人親方)									
	社会保険	医療保険 (健康保険)	一定の自己負担だけで医療機関で診療してもらえる	国民健康保険	市町村国保	個人事業所(5人未満) = <u>非適用事業所</u> ⇒ 国民健康保険に個人加入 法人、個人事業所(5人以上) = <u>適用事業所</u> <table border="1"> <tr> <td>強制適用</td> <td>常用労働者、法人の役員等</td> <td>協会けんぽ、健康保険組合等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用除外</td> <td>個人事業所の事業主、一人親方、短時間労働者、季節労働者等</td> <td>国民健康保険に個人加入</td> </tr> <tr> <td>日雇労働者※</td> <td>国民健康保険又は協会けんぽ</td> </tr> </table>	強制適用	常用労働者、法人の役員等	協会けんぽ、健康保険組合等	適用除外	個人事業所の事業主、一人親方、短時間労働者、季節労働者等	国民健康保険に個人加入	日雇労働者※	国民健康保険又は協会けんぽ
				強制適用	常用労働者、法人の役員等		協会けんぽ、健康保険組合等							
				適用除外	個人事業所の事業主、一人親方、短時間労働者、季節労働者等		国民健康保険に個人加入							
					日雇労働者※		国民健康保険又は協会けんぽ							
組合国保(建設国保等)														
全国健康保険協会管掌健康保険(旧政管健保、略称「協会けんぽ」)														
組管管掌健康保険(健康保険組合)(北野建設健康保険組合等)														
共済組合(公務員)														
年金保険	60歳以上になった時、加入期間に応じて年金が給付	国民年金保険(基礎年金)		個人事業所(5人未満) = <u>非適用事業所</u> ⇒ 国民年金に個人加入										
		厚生年金保険		法人、個人事業所(5人以上) = <u>適用事業所</u>										
		共済年金(公務員)	強制適用	常用労働者、法人の役員等	厚生年金									
			適用除外	個人事業所の事業主、一人親方、短時間労働者、季節労働者等	国民年金に個人加入									
	日雇労働者※	国民年金に個人加入												

※健康保険法の日雇労働者定義

- ① 臨時に使用される者であって、次に掲げる者
 - イ) 日々雇い入れられる者(1か月の期間を超えて同一事業所に引き続き使用される者を除く)。
 - ロ) 2か月以内の期間を定めて使用される者(所定の期間を超えて同一事業所に引き続き使用される者を除く)。
- ② 季節的業務に使用される者(継続して4か月を超えて使用される者を除く)。
- ③ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6か月を超えて使用される者を除く)。